

第1 基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、めざす子ども像として「正しく学べ 明るく生きよ たくましく育て 本気全開！柞田っ子」を掲げ、いじめについては、「絶対に見逃さない、見過ごさない、積極的認知と迅速な対応、確実な解消と再発防止に全力で取り組む」ことを基本的な姿勢として、全教職員でいじめに向き合う。

第2 基本的な方向

- 「みがき合い、高め合う心と言葉、温かいかわりとけじめが息づく柞田小教育の深化」をテーマに、教職員が児童に温かく関わることで、児童の自己肯定感を育み、いじめを生まない気運の醸成に努める。
- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等のそれぞれについて、具体的な対策の内容を明らかにし、教職員相互の情報共有と連携・協働によって、組織的に取り組む。
- いじめを認知した場合には、被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。特に重大事態の場合は、速やかに観音寺市教育委員会と連携し、必要に応じて関係機関と協力しながら対応する。

第3 いじめ防止のための組織

いじめ防止の対策を実効的に行うため、「柞田小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係の深い教職員等とする。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も加わるものとする。

第4 いじめ防止のための具体的な対策

1 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び特別活動の推進

道徳科の授業を要とした道徳教育の充実を図ることで、豊かな人間性を育むとともに、エールプロジェクトや委員会活動等を通して、決めたことを最後までやり切る経験を積むことで、達成感や成就感を味わわせる。

(2) 人権・同和教育の推進

観音寺市人権・同和教育教材「かがやき」を活用した授業実践や、人権集会の実施等により、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的にいじめ防止に取り組もうとする意欲や態度を養うことで、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(3) 「柞田っ子の約束」の徹底

「柞田っ子の約束」に基づき、全教職員が同じ基準で指導することで、児童及び保護者との信頼関係を築く。

(4) タブレット端末等を通して行われるいじめの防止

タブレット端末等を利用して行われるいじめを防止するため、児童及び保護者に対して、情報モラルに関する啓発等を行う。

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に関する学校の取組について保護者や地域住民への啓発に努めるとともに、ホームページにも掲載し、PTAや学校運営協議会等との協力体制の構築を図る。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察・情報共有等

教職員のみならず、スクールカウンセラー等も含めた幅広い視野で些細な言動や兆候を

見過ごさず、常に被害児童の立場や思いに寄り添い、いじめであるとの認識をもって、教職員相互の情報共有と連携・協働のもと、積極的にいじめを認知するように努める。

(2) アンケート調査の実施

毎月、アンケート調査を実施し、いじめの把握に努める。また、いじめを認知した場合は、必要に応じて、目的や内容、実施方法等を検討したアンケート調査を実施し、実態把握に努める。

(3) 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家又は教職員による教育相談を実施して、悩みや不安を持つ児童の把握に努める。

3 いじめに対する措置

- ・ いじめを認知した場合は、児童と関係の深い教職員や管理職が役割分担して、児童から事情を聴き取る等、事実関係を確認のうえ、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ・ いじめ防止対策委員会では対応方針の決定を行った後、全教職員で情報を共有し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 被害児童に対しては、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 被害児童、加害児童双方の保護者に対しては、家庭訪問や電話連絡等により、迅速に事実関係と今後の対応を伝えて協力を求めるとともに、必要な支援や助言を行う。
- ・ いじめが認知された学級においては、いじめは絶対に許されない行為であることや、傍観者ではなく、自分の問題として考えること等、指導を徹底する。
- ・ いじめの解消についての判断については、いじめにかかる行為がやんでいる状態が少なくとも3か月は継続していること、被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを条件とする。解消の判断後も再発の可能性があるため危機意識を高めるとともに、被害、加害児童について継続して、日常的に注意深く観察する。

第5 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として認知し、速やかに観音寺市教育委員会に報告し、関係機関との連携等、対応について指導を受けるとともに、協力していじめの解消に努める。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「柞田小学校いじめ防止対策委員会」において、アンケートや聞き取り等により事実関係を明確にするための調査を行う。また、第三者による外部の調査委員会が立ち上がり調査を行う場合には、必要に応じて情報提供を行う等、協力する。調査の結果については、加害児童、被害児童及び、その保護者に対して事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

第6 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、いじめの認知や適切な対応の在り方等、いじめの防止について校内研修を推進する。その際、教育委員会等が作成した各種の資料やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用する等、研修内容の充実に努める。

第7 その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。